

令和6年度 学校運営の指針

◇ 「学校運営の指針」の位置づけ

大阪市立学校活性化条例第2条に基づき、同条例、大阪市教育局基本条例及び「大阪市教育局振興基本計画（令和4～7年度）」（令和6年3月 中間見直し）を踏まえ、各学校園における学校運営が適切に行われるよう支援するため、本指針を作成する。

◇ 「大阪市教育局振興基本計画」における「基本理念」と「3つの最重要目標」

基本理念

全ての子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立することをめざします。
あわせて、グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となることをめざします。

3つの最重要目標

安全・安心な教育の推進

未来を切り拓く学力・体力の向上

学びを支える教育環境の充実

これら3つの目標のための取組を相互に連携させ、教育施策全体の構造化を図りながら推進することにより、基本理念の実現をめざす。

◇ 「運営に関する計画」を定めるにあたって

- 各学校園は、「運営に関する計画」を策定するに当たり、「大阪市教育局振興基本計画（令和4～7年度）」（令和6年3月 中間見直し）を踏まえ、校園長のリーダーシップとマネジメントにより主体性を発揮するとともに、各学校園・各地域の実情に応じ、創意工夫をこらした特色ある学校運営となるよう留意すること。
- 「運営に関する計画」の策定・実施に際しては、次に掲げる重要事項に十分に留意することにより、学校運営におけるPDCAサイクルを確立し、教育活動の計画的な実践と評価結果を踏まえた改善を図るとともに、開かれた学校運営の理念のもと、結果を公表する等により説明責任を果たし、保護者・地域住民その他の学校関係者の理解・協力を得られるよう努められたい。
- これまでの全市共通目標については見直しを行っているため、年度目標の設定等については留意すること。（別紙資料1）
- 年度目標の変更により中期目標との関連が適切であるか確認し、必要に応じて中期目標も変更すること。（年度目標と中期目標の関連が適切であれば、中期目標は変更しなくてもよい。）

◇ **重要事項**

1. 幼稚園・デザイン教育研究所は「大阪市教育振興基本計画（令和４～７年度）」を踏まえ、園長・所長の権限と責任において、幼児・学生の実態に応じて年度目標を設定すること。
小学校・中学校・義務教育学校は「大阪市教育振興基本計画（令和４～７年度）」を踏まえ、校長の権限と責任において、各学校の児童・生徒の実態に応じて年度目標を設定すること。
その際、前年度の学校評価の成果と課題及び教育政策課より送付する「大阪市教育振興基本計画に係る本市及び学校の状況①②③」（別紙資料２）に基づいて、今後の見通しを持った目標となるように留意すること。また、「大阪市教育振興基本計画（令和４～７年度）」（令和６年３月 中間見直し）よりもさらに高い水準の目標を設定することもできる。ただし、「大阪市教育振興基本計画に掲げる目標（施策目標）を達成するための年度目標」（別紙資料３）から学校の実情に応じて最重要目標ごとに２項目以上を選択して前年度実績値より高い目標値を必ず設定すること。
2. 上記１の目標を達成するため、それぞれの学校園の幼児・児童・生徒の実態に応じて、創意工夫をこらした取組内容を設定すること。その際、学校独自の取組も積極的に設定し、特色ある学校づくりを進めること。なお、いじめは、「いつでも、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という認識のもと、「学校安心ルール」を活用するなど、積極的に取組内容を設定し、早期発見・早期対応に努めること。
3. 評価方法を検討・選定し、年度の間及び年度末には、その年度目標に沿って具体的に目標・取組の成果や進捗を評価すること。また、目標の達成状況を確認し、取組内容のあり方について振り返るとともに、それらを踏まえて次期の改善点や課題を設定すること。

大阪市教育委員会

令和６年４月